

事務連絡  
令和4年5月11日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定について  
のリーフレットの送付について

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るには、適正な金額で契約を締結することが重要であり、そのためには、予定価格が適正に設定される必要があります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）では、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）では、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が、公共工事品質確保法第7条第1項第1号に違反することを明確にしております。

令和3年1月には、全地方公共団体を対象として歩切りの実態について悉皆調査を行い、再度全ての市町村において「歩切り」を行わないことを確認し、「歩切り」の根絶を徹底したところです。

今般、「歩切り」の違法性及び定義等について、別紙のとおりリーフレットにとりまとめましたので、同リーフレットを活用の上、今後も「歩切り」を厳に行わないよう、関係部局内において「歩切り」に対する認識を改めて共有し、引き続き適切な対応をよろしくお願いいたします。

各都道府県におかれては、管内の市区町村（指定都市を除く。）においても引き続き「歩切り」の根絶が徹底されるよう、同リーフレットについて周知をお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 4 年 5 月 1 1 日

各府省庁主管担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定について  
のリーフレットの送付について

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るには、適正な金額で契約を締結することが重要であり、そのためには、予定価格が適正に設定される必要があります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）では、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）では、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号に違反することを明確にしております。

今般、「歩切り」の違法性及び定義等について、別紙のとおりリーフレットにとりまとめましたので、同リーフレットを活用の上、今後も「歩切り」を厳に行わないよう、関係部局内において「歩切り」に対する認識を改めて共有し、引き続き適切な対応をよろしくお願いいたします。

また、独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、同リーフレットの周知をお願いいたします。

事務連絡  
令和4年5月11日

独立行政法人、特殊法人等所管担当課長 殿

不動産・建設経済局建設業課長

「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定について  
のリーフレットの送付について

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るには、適正な金額で契約を締結することが重要であり、そのためには、予定価格が適正に設定される必要があります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）では、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）では、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が、公共工事品質確保法第7条第1項第1号に違反することを明確にしております。

今般、「歩切り」の違法性及び定義等について、別紙のとおりリーフレットにとりまとめましたので、同リーフレットを活用の上、今後も「歩切り」を厳に行わないよう、関係部局内において「歩切り」に対する認識を改めて共有し、所管する独立行政法人、特殊法人等にも周知いただくようお願いいたします。